

# セーフティネット保証5号に係る中小企業者の認定の概要 (平成26年10月1日以降の認定申請分の取扱い)

(神戸市認定用)

## 1. 対象者

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

## 2. 企業認定基準

指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。(次頁参照。)

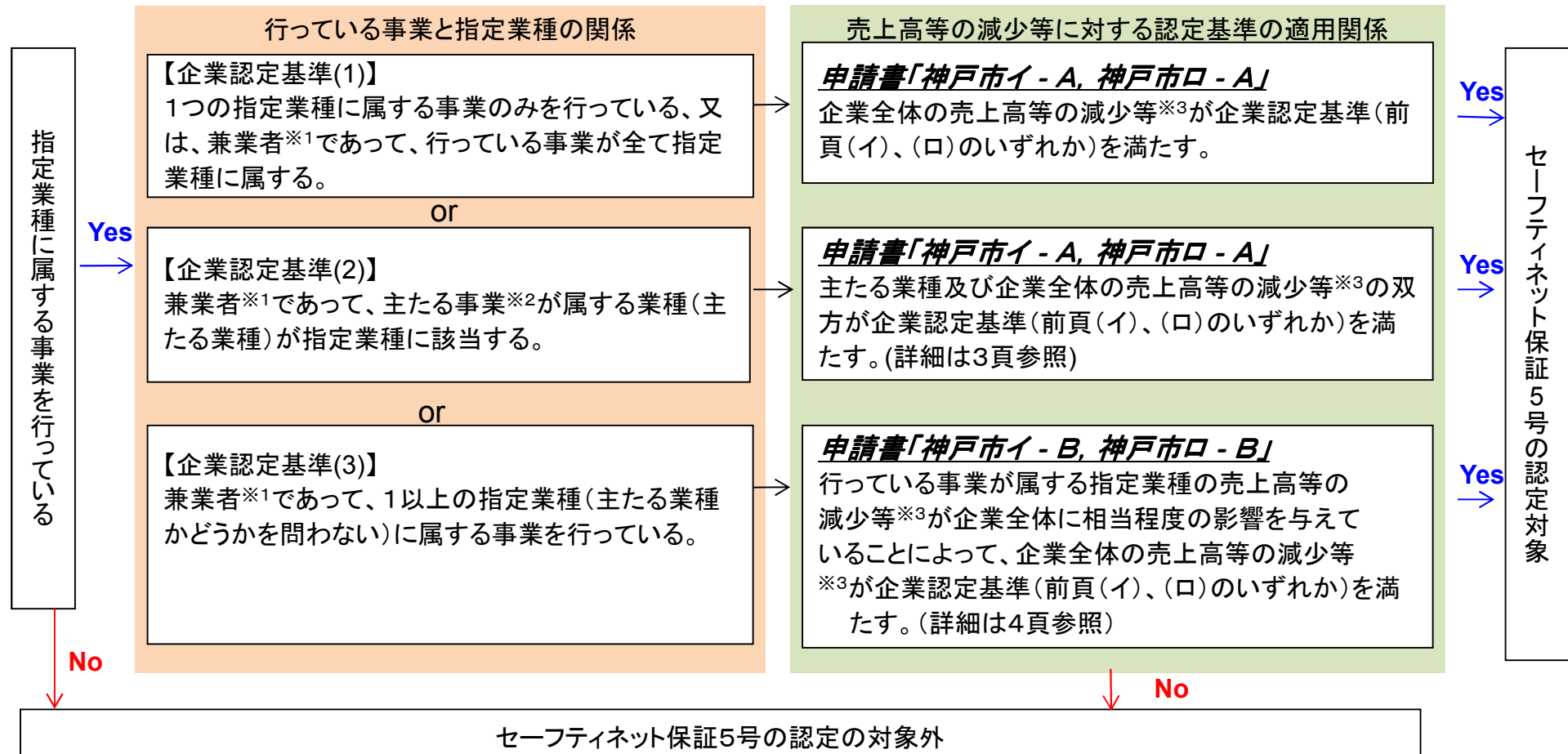
(イ)最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。

(ロ)原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

# 企業認定基準と認定申請書の種類

(神戸市認定用)

セーフティネット保証5号は、指定業種に属する事業の売上高等の減少等によって経営の安定に支障が生じている中小企業者を対象とするものであることを踏まえ、企業認定基準(前頁(イ 売上高減少)、(ロ 原油価格上昇))の具体的な適用関係は、以下のような類型に分かれる。



※1: 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

※2: 主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう。

※3: 売上高等の減少等には、原油等の仕入価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていないことを含む。

注) 上記【企業認定基準(1)~(3)】について複数の関係に当てはまる場合、どの関係に基づいて認定申請を行うかは、申請者が選択可能。

[兼業者の基準説明]

(神戸市認定用)

認定申請書 イ 売上高等減少 神戸市(I-A)の企業認定基準(2) の場合  
(営んでいる複数の事業のうち主たる事業が指定業種で非指定業種と兼業の場合)

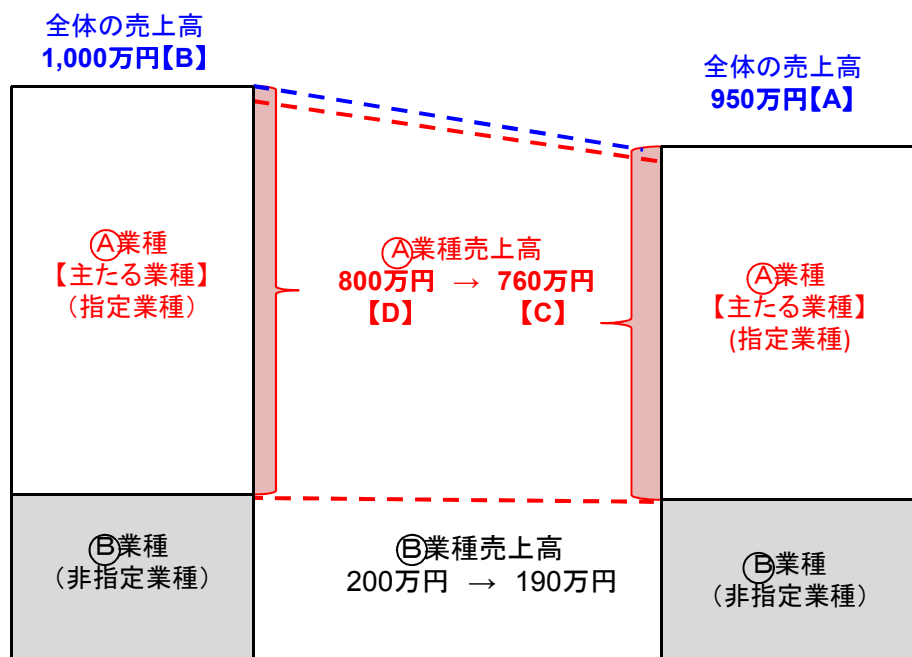
- 以下の要件のいずれも満たすこと。
- ① 企業全体の最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。
- ② 主たる業種の最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

※主たる業種とは、原則として、最近1年間の売上高等の最も大きい事業が属する業種。平成24年11月1日以降の認定申請分については、主たる業種の判定は細分類ベースで行う。

- 下記ケースでは、①及び②のいずれの要件も満たすため認定の対象となる。

<最近3か月間の前年同期>

<最近3か月間>



① 全体の売上高の減少率(5%以上)

$$\frac{\text{全体の売上高の減少額}}{\text{全体の最近3か月間の前年同期の売上高}} = \frac{1,000\text{万円【B】} - 950\text{万円【A】}}{1,000\text{万円【B】}} = 5.0\%$$

② 主たる業種の売上高の減少率(5%以上)

$$\frac{\text{主たる業種の売上高の減少額}}{\text{主たる業種の最近3か月間の前年同期の売上高}} = \frac{800\text{万円【D】} - 760\text{万円【C】}}{800\text{万円【D】}} = 5.0\%$$

[兼業者の基準説明]

(神戸市認定用)

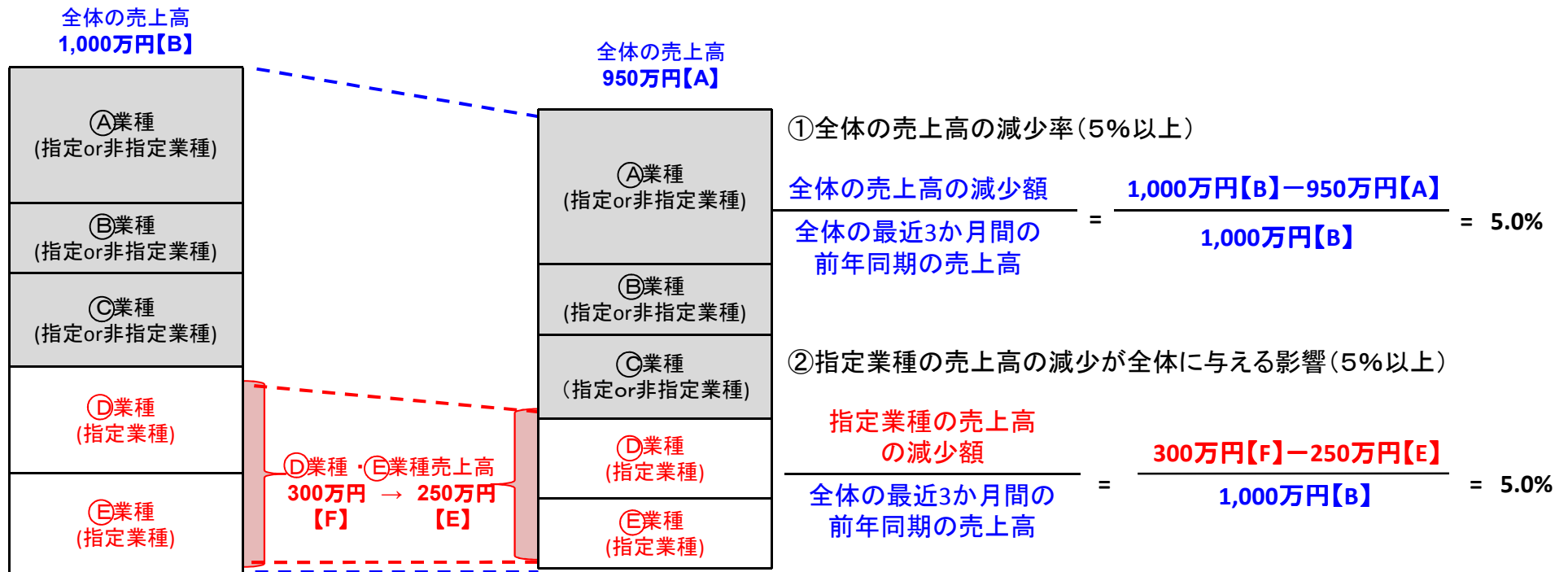
認定申請書 イ 売上高等減少 神戸市(イ-B) の場合

(営んでいる複数の事業のうち1以上の事業が指定業種(主たる業種かどうかを問わない)で非指定業種と兼業の場合)

- 以下の要件のいずれも満たすこと。
  - ① 企業全体の最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること
  - ② 企業全体の最近3か月間の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額等の割合が5%以上であること
- 下記ケースでは、①及び②のいずれの要件も満たすため、認定の対象となる。

<最近3か月前年同期>

<最近3か月間>



※1: 上記のとおり、売上高が減少している指定業種(④業種・⑤業種)について、売上高を業種毎に算出せずに合算値とすることも可。

※2: ④業種及び⑤業種が指定業種であること、並びに④業種及び⑤業種の売上高及び企業全体の売上高の減少率等をもって要件を満たすことが確認できれば、認定申請者は、①業種、②業種及び③業種が指定業種か否かの疎明、並びに当該業種の売上高の算出は不要。 4